

厚岸町庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町庁舎管理規則の一部を改正する規則

厚岸町庁舎管理規則（昭和49年厚岸町規則第13号）の一部を次のように改正する。

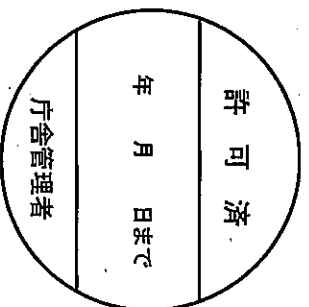
第8条第1項第4号中「はり紙」の次に「、ポスター」を、「プラカード等」の次に「(以下「文書図画」という。)」を加える。

第10条に次のただし書を加える。

ただし、第8条第1項第4号に掲げる文書図画の掲示を許可したときは、当該文書図画に許可印（別記様式第4号）を押印することにより、その通知に代えることができる。

第16条中「別記様式第4号」を「別記様式第5号」に改める。

別記様式第4号を別記様式第5号とし、別記様式第3号の次に次の1様式を加える。
別記様式第4号（第10条関係）



附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の厚岸町庁舎管理規則別記様式第4号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。